

## 尼崎市子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費 補助要綱

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、子育てファミリー世帯又は新婚世帯が、本市内において自己の居住の用に供するために一戸建ての住宅（空家の状態であったものに限る。以下「空家」という。）を取得し、その改修を行った場合に市がその改修費用の一部を補助することについて必要な事項を定めることにより、子育てファミリー世帯及び新婚世帯の定住及び転入を促進し、並びに老朽危険空家の発生を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育てファミリー世帯 18歳未満の者及びその親が属する同一の世帯又は妊婦（配偶者（事実婚によるものを含む。以下同じ。）を有しているときは、当該配偶者を含む。）がいる世帯で、これらの構成員のいずれかが第7条第1項の規定により補助金の交付を申請したもの
- (2) 新婚世帯 第7条第1項の規定により補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）及びその配偶者が属する世帯で、同項の規定により補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）において、当該申請者が配偶者を得た日の翌日から起算して5年を経過しておらず、かつ、当該申請者及び配偶者の年齢の合計が80歳未満であるもの
- (3) 多世帯 子育てファミリー世帯又は新婚世帯のうち、第10条第1項の規定による完了の届出（以下「工事完了届出」という。）時において申請者が当該申請者又はその配偶者の親と同居しているもの
- (4) 転入世帯 子育てファミリー世帯又は新婚世帯のうち、次条に規定する補助対象工事が完了した補助対象住宅（同条に規定する補助対象住宅をいう。）（以下「完了住宅」という。）への居住に伴い本市外から本市内に転入する世帯で申請日以前1年以上本市外に居住しているもの
- (5) 延べ面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積

(補助対象者)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている申請者に対し、予算の範囲内で、その申請に係る空家（以下「補助対象住宅」という。）の改修工事（以下「補助対象工事」という。）に要する費用の一部を補助することができる。

- (1) 当該申請者が属する子育てファミリー世帯又は新婚世帯の構成員（以下「構成員」という。）のいずれか（多世帯にあつては、同居している当該申請者又はその配偶者の親を除く。）が、当該補助対象住宅の所有者であり、かつ、その所有権の登記名義人であること。
- (2) 構成員の全員が、工事完了届出時にその補助対象住宅の所在地を住所として市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 構成員の全員が尼崎市における市税に未納がないこと。
- (4) 構成員の全員が尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 構成員の全員が過去に第12条第2項の規定による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 本市の区域内に存していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けた日が昭和56年6月1日以後であること。
  - イ アに該当しない場合にあつては、耐震改修工事を施工したこと等によってその時点における耐震基準（建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）の施行の日以後の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定する耐震基準に限る。以下「新耐震基準」という。）に適合していることを確認することができる書類を有していること。
  - ウ ア及びイに該当しない場合にあつては、尼崎市住宅耐震改修促進事業を同時に活用すること等により、新耐震基準に適合していることを証明する書類を工事完了届出時まで市長に提出することができること。

- (3) 延べ面積が80平方メートル(多世帯にあつては、125平方メートル)以上であること。
- (4) 竣工後5年以上経過していること。
- (5) 居住者がいない期間が申請日前3月以上であること。
- (6) 消防法(昭和23年法律第186号)又は建築基準法の規定に基づき是正を求める旨の指導、命令等を受けていた場合において、その是正措置が講じられていること。
- (7) 過去に第12条第2項の規定による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、補助対象住宅の機能回復又は設備改善(以下「機能回復等」という。)に必要な工事であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 電力、ガス又は上下水道の機能回復等の工事(当該工事に係る申請手続及び検査に係る部分に限る。)
- (2) 「尼崎市空家エコリフォーム補助事業」の対象となる工事
- (3) 設備機器又は照明器具で壁、床又は天井と一体となっていないものの機能回復等の工事
- (4) ガスコンロ、電磁調理器、食器洗い器又はガス小型湯沸器でビルドインタイプでないものの機能回復等の工事
- (5) 外構工事

2 補助対象工事は、第8条第1項の規定による補助金の交付決定後に着手しなければならない。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象工事に要した費用に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 前項の補助金額の上限は、500,000円(多世帯にあつては750,000円、転入世帯にあつては600,000円)とする。

3 補助対象工事が施工された補助対象住宅の見学会を実施する場合は、前項の上限額に100,000円を加算するものとする。

4 前項の見学会の実施の基準、手続その他必要な事項は、別に定める。

(補助金の交付申請等)

第7条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出

しなければならない。

- (1) 実施計画書（第2号様式）
  - (2) 構成員全員の住民票の写し（構成員のうち市の住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の記載情報を、この要綱による補助金の交付の手續（以下「交付手續」という。）のために当該者に代わって入手し、及び利用することについて、あらかじめ当該者が同意した場合を除く。）
  - (3) 構成員全員の尼崎市における市税に未納の税額がないことの証明書（当該市税の情報を交付手續のために当該者に代わって入手し、及び利用することについて、あらかじめ当該者が同意した場合を除く。）
  - (4) 子育てファミリー世帯（18歳未満の子がいない世帯に限る。）にあっては、その妊婦における妊娠の事実を確認することができる書類
  - (5) 新婚世帯にあっては、配偶者を得て5年以内であることを確認することができる書類
  - (6) 補助対象住宅に係る登記簿又は登記事項証明書の写し又はその他補助対象住宅の所有者を確認することができる書類
  - (7) 確認済証の写し又はその他建築確認を受けたことを証する書類
  - (8) 補助対象住宅が第4条第2号イに該当する場合は、住宅耐震改修証明書又はその他耐震性能を確認することができる書類
  - (9) 補助対象住宅の検査済証の写し又はその他竣工年月日を確認することができる書類
  - (10) 事業費内訳書（第3号様式）
  - (11) 補助対象工事に要する費用の見積書の写し
  - (12) 補助対象工事施工前後の平面図又はその他補助対象工事の内容を確認することができる図書
  - (13) 補助対象住宅の全体写真及び補助対象工事の着手前の状況を示す写真
  - (14) 誓約書（第4号様式）
  - (15) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項の規定による申請（以下「補助申請」という。）は、当該補助申請が行われる年度の12月の最終の市の開庁日（以下「申請期限」という。）までに行わなければならない。ただし、申請期限前であっても、予算の上限に達した時点でその年度における補助申請の受付を終了す

るものとする。

(補助金の交付決定等)

- 第8条 市長は、補助申請があった場合において、その内容を審査し、  
適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第5号様式）によりその申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、その審査のために必要と認めるときは、実地による調査等を行うものとし、申請者はこれに協力するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、その交付について条件を付することができる。
- 3 第1項の規定は、市長が補助申請の内容が適当でないとする場合について準用する。この場合において、同項中「交付決定を」とあるのは「不交付決定を」と、「補助金交付決定通知書（第5号様式）」とあるのは「補助金不交付決定通知書（第6号様式）」と読み替えるものとする。

(変更の申請及び通知)

- 第9条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた補助金額に変更が生じるときは、補助金交付変更申請書（第7号様式）に変更に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内の条件の下で適当であると認めるときは、補助金交付変更決定通知書（第8号様式）によりその申請者に通知するものとする。

(完了の届出)

- 第10条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに、工事完了届出書（第9号様式）に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 実施報告書（第10号様式）
  - (2) 補助対象工事に係る工事請負契約書及び当該補助対象工事に要した費用の支払に係る領収書の写し
  - (3) 補助対象工事の施工状況及び完了状況を確認することができる写真
  - (4) 構成員全員の住民票の写し（市の住民基本台帳に記録されている構成員全員の住民票の記載情報を、交付手続のためにこれらの者に代わって入手し、及び利用することについて、あらかじめ申請者等が同意した場合を除く。）

- (5) 補助対象住宅が第4条第2号ウに該当する場合は、住宅耐震改修証明書又はその他新耐震基準に適合していることを証する書類
- (6) 補助申請後補助対象工事の内容に変更があった場合は、最終見積書の写し
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定による届出は、補助申請を行った日の属する年度の1月の最終の市の開庁日までに行わなければならない。

(補助金額の確定等)

第11条 市長は、工事完了届出があった場合において、その内容を審査し、当該内容が交付決定の内容、第8条第2項の規定により付された条件（以下「交付条件」という。）その他この要綱の規定に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、その審査のために必要と認めるときは、実地による調査等を行うものとし、申請者はこれに協力するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、補助金交付請求書（第12号様式）によりその補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求を受けたときは、その請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又は交付条件に違反したとき。
- (3) 関係法令等の規定又はこれに基づく市長の処分等に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行うときは、補助金交付決定（一部）取消通知書（第13号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還請求等)

第14条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、その取消し部分について、既に補助金が交

付されているときは、期限を定めて補助金返還請求書(第14号様式)によりその返還を、その取消しを受けた者に求めるものとする。

2 前項の返還の期限は、同項の規定により市長が返還を請求した日の翌日から起算して20日を経過する日とする。

(補助対象工事完了後の状況報告等)

第15条 申請者は、完了住宅を、その補助対象工事の完了後10年以上自己の居住の用に供しなければならない。

2 申請者は、補助対象工事が完了した日(以下「完了日」という。)の翌日から起算して10年間、当該完了日の属する年度の翌年度及びその年度以後3年度ごとにその完了住宅の活用状況について、その年度の12月の最終の市の開庁日までに、状況報告書(第15号様式)により市長に報告しなければならない。

3 申請者は、完了日の翌日から起算して10年間、完了住宅を売却し、貸し出し、除却し、その他自己の居住の用に供しないこととする場合は、あらかじめ、市長と協議して承認を得なければならない。

(施行の細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付 則(令和2年4月1日改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年4月1日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和4年4月1日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。